

原子力施設等におけるトピックス
(令和2年9月28日～10月4日)

令和2年10月7日
原子力規制庁

○令和2年9月28日～10月4日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年9月28日～10月4日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
9月28日	関西電力株式会社	高浜発電所	高浜発電所4号機の運転上の制限の逸脱について	・LCO逸脱 28日 5:15 (保安規定第85条) ・LCO復帰 28日 19:05
9月29日	四国電力株式会社	伊方発電所	伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設の設置工事における発火について	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>
該当なし

[ホーム](#)[組織について](#)[政策について](#)[会議・面談等](#)[原子力規制事務所](#)[法令・基準](#)[手続き・申請](#)**緊急情報**

24時間以内に緊急情報はありません。

[緊急時ホームページ/メール登録](#)**情報提供**

3日以内に情報提供はありません。

[緊急時ホームページ/メール登録](#)
 現在位置 [ホーム](#) [法令・基準](#) [原子力施設別規制法令及び通達に係る文書](#) [原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書](#) [関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [関西電力\(株\)から高浜発電所4号機における運転上の制限の逸脱に係る報告を受け](#)

関西電力(株)から高浜発電所4号機における運転上の制限の逸脱に係る報告を受け

令和2年09月28日

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年9月28日に関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、高浜発電所4号機の運転上の制限(注)の逸脱について報告を受けました。


(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

 原子力発電所の規制法令
 及び通達に係る文書

- ▶ [北海道電力株式会社](#) [泊発電所](#)
- ▶ [電源開発株式会社](#) [大間原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社](#) [東通原子力発電所](#)
- ▶ [東北電力株式会社](#) [東通原子力発電所](#)
- ▶ [東北電力株式会社](#) [女川原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社](#) [柏崎刈羽原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社](#) [福島第一原子力発電所](#)
- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社](#) [福島第二原子力発電所](#)
- ▶ [日本原子力発電株式会社](#) [東海第二発電所](#)
- ▶ [日本原子力発電株式会社](#) [東海発電所](#)
- ▶ [中部電力株式会社](#) [浜岡原子力発電所](#)
- ▶ [北陸電力株式会社](#) [志賀原子力発電所](#)
- ▶ [日本原子力発電株式会社](#) [敦賀発電所](#)
- ▶ [関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#)
- ▶ [関西電力株式会社](#) [大飯発電所](#)

関係資料

 [運転上の制限逸脱報告書【PDF:426KB】](#)

関係ページ

[関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁
 原子力規制部 検査グループ
 安全規制管理官(実用炉監視担当): 武山 松次
 担当: 実用炉監視部門 吉野、小野
 電話(直通): 03-5114-2262
 電話(代表): 03-3581-3352

(原子力規制委員会HP掲載)

高浜発電所4号機の運転上の制限の逸脱について

2020年9月28日

関西電力株式会社

高浜発電所4号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、本日5時5分頃に運転員が定期的な点検として、2台ある使用済燃料ピットエリア監視カメラ※¹の動作確認を実施したところ、A-使用済燃料ピットエリア監視カメラの画像が映らないことを確認しました。このため、同日5時15分に保安規定の運転上の制限※²を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。

また、高浜発電所4号機の運転状況に問題はなく、本件による環境への放射能の影響もありません。

なお、原因について現在、調査を行っています。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条（添付資料参照）において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは2個動作可能であることが求められている。

以 上

(原子力規制委員会HP掲載)

（重大事故等対処設備）

第 85 条 3号炉および4号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表 85-1で定める事項を運転上の制限とする。

- (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備
- (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備
- (3) 炉心注水をするための設備
- (4) 1次冷却系の減圧をするための設備
- (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備
- (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備
- (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）をするための設備
- (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備
- (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備
- (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備
- (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備
- (14) 電源設備
- (15) 計装設備
- (16) 中央制御室
- (17) 監視測定設備
- (18) 緊急時対策所
- (19) 通信連絡を行うために必要な設備
- (20) その他の設備

2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 85-2 から表 85-21 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。

3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 85-2 から表 85-21 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。

表 85-1

項目	運転上の制限
第1項で定める重大事故等 対処設備	(1) 表85-2、表85-12 ^{※1} 、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2) 表85-3から表85-15 ^{※2} 、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める ^{※3}

※1 : 85-12-3が該当

※2 : 表85-3から表85-15のうち、表85-12については、85-12-1、85-12-2および85-12-4が該当

※3 : 可搬型設備の系統には、資機材等を含む。

85-12-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	適用モード	要件		措置※1		確認事項		
				動作可能な設備が所要数を満足していない場合	動作可能な設備が所要数を満足している場合	完了時間	項目	頻度	担当	
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (広域) ※2	2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	速やかに A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (広域)、使用済燃料ピット温度計 (AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ (使用済燃料ピット水位計および可搬型使用済燃料ピット水位計および可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの機能の確認を行う。)	3ヶ月に1回	計装保修課長	
	使用済燃料ピット温度 (AM用)	2個								
	使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置※3を含む)	2個	可搬型使用済燃料ピット水位	A.3 原子燃料課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.4 原子燃料課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (広域) および使用済燃料ピット温度計 (AM用) が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		
	可搬型使用済燃料ピット水位	2個								
	可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2個				使用済燃料ピットエリア監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		
	空冷式非常用発電装置	「85-15-1	空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。							
	燃料油貯蔵タンクローリー	「85-15-7	燃料油貯蔵タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。							

※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。
 ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。
 ※3：使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、1セット1個。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※5：代替品の補充等。



事業概要

原子力発電
エネルギー問題と原子力
原子力発電の概要
あくなき安全性の追求
美浜発電所3号機事故について
関西電力の原子力関連施設
放射線と放射能
公開情報
発電状況とモニタリング
運転上の制限に関する情報
緊急時対策支援システム (ERSS)
原子力情報センター (KNIC)
お知らせ
火力発電
再生可能エネルギー
送電・配電
エネルギー
電気の安全・安定供給

原子力発電について 公開情報

2020年9月28日
関西電力株式会社

高浜発電所4号機の運転上の制限の逸脱について

高浜発電所4号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、本日5時5分頃に運転員が定期的な点検として、2台ある使用済燃料ピットエリア監視カメラ※1の動作確認を実施したところ、A-使用済燃料ピットエリア監視カメラの画像が映らないことを確認しました。このため、同日5時15分に保安規定の運転上の制限※2を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。

また、高浜発電所4号機の運転状況に問題はなく、本件による環境への放射能の影響もありません。

なお、原因について現在、調査を行っています。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは2個動作可能であることが求められている。

以上



サイトマップ

個人情報保護方針

サイトのご利用について

© KEPCO THE KANSAI ELECTRIC POWER CO., INC.

(関西電力株式会社HP掲載)



事業概要

原子力発電
エネルギー問題と原子力
原子力発電の概要
あくなき安全性の追求
美浜発電所3号機事故について
関西電力の原子力関連施設
放射線と放射能
公開情報
発電状況とモニタリング
運転上の制限に関する情報
緊急時対策支援システム (ERSS)
原子力情報センター (KNIC)
お知らせ
火力発電
再生可能エネルギー
送電・配電
エネルギー
電気の安全・安定供給

原子力発電について 公開情報

2020年9月28日
関西電力株式会社

高浜発電所4号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

高浜発電所4号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、本日5時5分頃に運転員が定期的な点検として、2台ある使用済燃料ピットエリア監視カメラ※1の動作確認を実施したところ、A-使用済燃料ピットエリア監視カメラの画像が映らないことを確認しました。このため、同日5時15分に保安規定の運転上の制限※2を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。また、高浜発電所4号機の運転状況に問題はなく、本件による環境への放射能の影響もありません。なお、原因について現在、調査を行っています。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは2個動作可能であることが求められている。

(2020年9月28日お知らせ済み)

その後、A-使用済燃料ピットエリア監視カメラ等を点検した結果、カメラ本体の不調であることを確認しました。このため、当該カメラを取り替え、中央制御室で動作確認を行った結果、画像が正常に映ることを確認し、本日19時5分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

以上



サイトマップ

個人情報保護方針

サイトのご利用について

© KEPCO THE KANSAI ELECTRIC POWER CO., INC.

(関西電力株式会社HP掲載)

令和2年9月29日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設の設置工事における発火について

本日15時30分、伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設の設置工事現場（管理区域外）において、作業員がグラインダーを用いた研磨作業を実施していたところ、別の作業をしていた作業員が養生用のテープからの炎を確認したことから、ただちに消火器による消火作業を実施しました。このため、消防署に連絡しました。

本事象による傷病者は発生していません。

また、3号機プラントへの影響はなく、環境への放射能の影響もありませんでした。

今後、原因を調査します。

以上

（四国電力株式会社HP掲載）